



島根県報

平成23年11月25日（金）

第2,345号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

【告 示】

保安林の指定の解除 (森 林 整 備 課) 2

指定漁船調書の縦覧（2件） (水 産 課) 3

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (企 業 立 地 課) 4

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等 (建 築 住 宅 課) 4

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者講習会の開催 (森 林 整 備 課) 5

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第88号）

1 規則の概要

本庁の組織改正を次のように行うこととした。

部	課等	改正の概要
商工労働部	観光振興課	「神話博しまね推進室」を設置

2 施行期日

平成23年12月1日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第88号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項の表観光振興課の項を次のように改める。

観光振興課	神々の国プロジェクト推進室	総務スタッフ、情報発信グループ、観光地づくりグループ
	神話博しまね推進室	特設会場運営グループ、会場周辺運営スタッフ

第12条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 観光振興課神話博しまね推進室は、出雲市に置く。

第14条第1項の表商工労働部の部観光振興課の項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 神話博しまねの推進に関すること（神話博しまね推進室）。

附則第3項の表神々の国プロジェクト推進室の項の次に次のように加える。

神話博しまね推進室	平成25年3月31日
-----------	------------

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

告 示

島根県告示第759号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市金城町小国ハ433-5

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

農道用地とするため

島根県告示第760号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

松江市東津田町822 矢野太一

〃 古志原七丁目24-3 矢野順一

〃 朝酌町706-1 吉岡恭一

(2) 加入区

宍道湖東部加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

島根県告示第761号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

松江市魚瀬町656-8 清水若美

〃 秋鹿町1708 田中 学

〃 魚瀬町763-23 村松和安

(2) 加入区

松江市加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第762号

平成23年島根県告示第324号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したため、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成23年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル松江店 松江市山代区画整理事業3街区2の一部外

2 意見の概要

(1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点について十分配慮すること。

ア 大庭地区自治協会及び周辺自治会に十分説明し、地域で混乱が生じないように努めること。また、開店後は周辺地域からの苦情に対して適切に対処すること。

イ 環境への影響をできる限り低減するとともに、騒音について環境基準や騒音規制法を順守し、周辺の住環境に悪影響を与えないよう努めること。

ウ 早朝・深夜の作業及び空調機器の騒音防止に配慮し、苦情があった場合は事業者の責任において速やかに対処すること。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を順守して適正な処理を行い、周辺にごみが散乱しないよう環境美化に努めること。

オ 出入口③と隣接する道路の北側市道（矢田井手平線）からの入口と荷さばき専用出入口との位置関係について、市管理課と協議すること。

カ 荷さばき場所での搬入車両が複数になる場合は、市道で待機しないこと。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第763号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次のとおり公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたため、同条第6項の規定により告示する。

その関係図書は、雲南県土整備事務所に備えて一般の縦覧に供する。

平成23年11月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 対象区域

雲南市大東町大東637番、639番1、378番2、38番1

2 認定の年月日及び番号

平成23年11月17日 第4号

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成23年11月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 受講対象者

林業種苗生産に従事しようとする者

2 開催日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所	区 域
平成23年12月16日	午前10時から午後5時まで	松江市宍道町佐々布3575 島根県立緑化センター 研修室	県内一円

3 講習科目及び時間

講 習 科 目	講習時間
林業種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間
計	6時間

4 受講申請

- (1) 受講者は、所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を農林水産部森林整備課に提出すること。
- (2) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、農林水産部森林整備課に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (3) 受講についての詳細は、農林水産部森林整備課に問い合わせること。
- (4) 生産事業者講習会受講申請書の締切りは、平成23年12月7日とする。

5 その他

講習会当日にテキスト代金等として、1,600円徴収する。